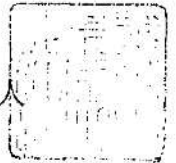




6 国年第 2 0 4 - 1 号
令和 6 年 1 2 月 1 6 日

江別市国民健康保険運営協議会
会 長 中 川 雅 志 様

江別市長 後 藤 好 人



江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 条の規定に基づき、下記の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

令和 7 年度江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について

2 諮問の理由

国民健康保険税の課税限度額は、地方税法施行令で定められており、令和 6 年 4 月 1 日から後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 2 2 万円から 2 4 万円に引き上げられた。

現行の江別市の課税限度額を政令で定める限度額に引き上げることで、限度額に達している世帯は負担増となるが、被保険者間の保険税負担の公平性を確保するため、政令で定める限度額に合わせる改定が必要と考える。

3 諮問の内容

後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 2 万円引き上げて、2 2 万円を 2 4 万円とする。

4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

（健康福祉部国保年金課）



6 国 年 第 2 0 4 - 2 号
令和 6 年 1 2 月 1 6 日

江別市国民健康保険運営協議会
会 長 中 川 雅 志 様

江別市長 後 藤 好 人



江別市国民健康保険税の税額の改定について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 条の規定に基づき、下記の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

令和 7 年度江別市国民健康保険税の税額の改定について

2 諮問の理由

平成 3 0 年度から、都道府県は、医療給付費を市町村へ全額支払い、市町村は、都道府県が決定した国保事業費納付金（以下「納付金」という。）を都道府県に支払うこととなっております。

先般、北海道から令和 7 年度の納付金概算額が示され、また、納付金を集めるために適正な税率とされる標準保険料率が示されましたが、当市の現行税率は、標準保険料率と乖離があり、財源不足が生じる見込みです。

当市の国民健康保険税の税率は、平成 3 0 年度以降、据え置いておりましたが、上記のことから、税率の改定が必要となるため、審議をお願いいたします。

なお、国民健康保険税の税率については、令和 1 2 年度以降、北海道が示す全道統一保険料率に移行することとなります。

3 諮問の内容

基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分の所得割額、均等割額及び平等割額の改定

4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

（健康福祉部国保年金課）